

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年5月1日
担当課	議事調査課

契約業者名・住所	東京インタープレイ 株式会社
工事等の名称	議会ペーパーレス会議システム賃貸借契約
工事等の場所	松戸市の指定する場所
種 別	賃貸借
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約金額	月額82,500円（年額990,000円）
工事等の概要	議会ペーパーレス会議システムSideBooksの賃貸借及びそのシステム保守業務
随意契約の理由	<p>本事業は、円滑な議会活動及び運営、ペーパーレス化によるコスト削減と事務の効率化を目的とするものである。本目的を達成するには、以下の全ての機能が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①障害時、災害時等の有事の時のデータバックアップ機能 ②テキスト・画像・直線等、多種多様なメモ機能 ③大容量データであっても、速度を維持して閲覧できる機能 ④カテゴリーや格納ファイルに係らず、横断的に検索できる機能 ⑤①～④の機能を同時に複数利用可能であること <p>当該事業者が開発及び提供する当該システム（SideBooks）は、上記機能を十分に備えた唯一のシステムである。また、当該事業者は、多くの市町村において安定的・継続的に稼働している信頼性を有するシステムであり、本市においても導入開始から適切かつ良好に運用できている</p>

ことから、本事業を継続実施するにあたり、最も適したシステムと史料される。

さらに、導入を開始した令和6年度から現在までの約2年間において、議員への操作方法等の浸透に加え、システムへの多くのデータの蓄積により、様々な情報を議員が必要なときに閲覧し、そのデータにメモを書き込めることにより、円滑な議会運営、効率的な議員活動を実現している。

従って、本事業については地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行うことが妥当である。